

養生所/(長崎)医学校等遺跡の
保存・保護・整備・公開に関する陳情書 VIII

(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)

2018年(平成30年)6月13日 水曜日

長崎市議会議長 五輪清隆 様

陳情人

〒852-8127

長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

養生所を考える会 代表 池知和恭



議会事務局議事調査課



連絡先 電 話

携帯電話



1. 要望

1、「遺跡の現状保存」について

- ・私達は、長崎市に、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、当該遺跡が、明確に遺跡としての実態を有する事実により、当該遺跡本来の在り方による現状保存を要望します。
- ・遺跡は、一般に“人類の活動の痕跡”と認識されています。
- ・遺跡は、地上遺構や埋蔵された地下遺構や遺物の散布からなり、一定の広さの範囲を設定して捉えられます。
- ・遺跡は、地上と地下の高さ(深さ)と広さの範囲から形成される空間として理解されています。
- ・私達は、遺構や遺物の範囲は勿論、人類が活動した空間の範囲、例えば、歩行した背の高さや、当時建築した構造物の高さや広さ、土地の利用の広さ、が、最低限度の遺跡に固有の空間として、遺跡として占有されて他に利用されることなく遺跡の為に又は現状保存されるべきである、と理解します。
- ・この空間は、人が自然に無理なく、遺跡を遺跡として、又、その大きさを理解するために最小限度必要な空間である、と理解します。
- ・日本の場合、一般に、占有空間について、その広さの上空と地下は、原則としてその広さに占有される空間であると認識される場合が多いようです。
- ・人類は、他の動植物よりも、事象を分析したり考察したり再構成したりする能力に秀でていると考えられます。
- ・私達は、systematicに事象を捉えて之を運用します。
- ・“人類の活動の痕跡”である遺跡を考えると、人類はその遺跡にどのようなsystemを適用したのかは、その遺跡の本質です。
- ・人類が捉えるsystemは空間において実現されます。
- ・私達は、遺跡は、又、人類がそこに適用したsystemによって、その空間とその大きさが規定される、と考えます。
- ・遺跡は、遺構や遺物が存在し、世界遺産条約の履行上 例外的に正当化される完全かつ詳細な資料に基づいて行われる憶測の余地のない再建 が行われる場合がある一方、そこに何も無く、又、そこに何も行わないことも、遺跡の存在にとって本質です。
- ・私達は、人々に、遺跡の存在について、遺跡の存在とその理解の為に最小限度必要な遺跡に固有の空間における、これ等の遺跡本来の特色、及び、日本人の古典的な事象の捉え方、を理解して受け入れるよう要望します。

2. 養生所/(長崎)医学校等遺跡が、日本の近世末期から明治期及び近代末期又は現代初期まで継続し連続する遺跡であることについて

・当該遺跡のそれぞれの施設の開始と経過及びそれぞれの施設の終了の変化の契機は、内国的、地域的、閉鎖的、追隨的で愚鈍、鈍感、偶発的で粗雑、且つ、鈍重で、硬直的で頑迷で同時に散漫、盲目的でありきたり、外圧的、一般的で画一的でありがちで珍しくないもので、結果として後進的、孤立的、で価値がない局面はなく、世界の政治・経済・社会動向に接続し、開放的、知見と洞察により、時節を捉え、計画的で精密、且つ、機敏で、柔軟性と機動力にあふれ同時に貫徹力があり、文化的独自性を背景とし、自主的であり、世界及びアジアで唯一の特異性を備え、結果として先進的、各方面と緊密な関係性があり、通期において重要です。

(1)江戸期の養生所/精得館から明治期の長崎府医学校(及び病院)以降明治7年に征台の役に際して長崎医学校を廃止して、蕃地事務(支)局病院となるまでの長崎医学校の歴史は、運営上も施設整備上も断裂はなく、連続性のもとに推移しました。(征台の役の終了後、明治8年に長崎県に長崎病院が返還され、明治9年に長崎病院医学(教)場が設置され、明治11年長崎病院医学(教)場を長崎醫学校と改称し、現在に継承されます。)

拡張された明治期の医学校の敷地は、江戸期に造成が始まりました。

慶應年間及び明治初期に撮影された複数の古写真の比較より、後に、明治初期の医学校となる敷地の姿は、江戸期に土地の造成が始まっています。

私達は、江戸期に既に敷地や施設の拡張の計画があったと理解します。

明治期の敷地が拡張された長崎医学校の姿は、その一部は、江戸期に構想され、着工されたものが、江戸期に継承され、さらに、計画が加えられて、明治三年又は明治四年頃から明治7年頃までにかけて、さらに、明治11年頃にその概略が完成したと考えられます。

これらの、重要な時期を意識的に捉えたと推測する写真の画像の変化に断裂や断絶は感じられません。

(2)現在の旧長崎市立佐古小学校の北敷地外周の石垣は、東北部の昭和14年1月に運動場の敷地拡張を完工した部分を除き、明治三年又は明治四年頃から明治7年頃迄に築造された石垣と推測します。

これらの石垣は、江戸期の精得館から明治初期の長崎医学校にかけて敷地が拡張整備され施設が充実された経過の事実を提示し遺跡の大きさの事実を提示する遺跡の重要な要素です。

(3)明治14年に旧養生所の病院を改築して長崎病院附属梅毒病院が開院しますが、この出来事は、養生所～精得館～長崎病院に学び衛生思想を身につけた学生たちが明治期になり、明治政府に登用されて衛生行政を開始し、地方行政に敷衍した結果と推測される重要な事象です。

長崎では明治三年に英医ニュートンが旧大徳寺庫裏に梅毒病院を開設して明治四年に閉院した後、梅毒病院は長崎市内を転々とします。明治14年に開院した梅毒病院は当地に継承され複数回の名称変更を経て、第二次大戦後まで小島病院として継続されます。

明治14年頃は、長崎に学んだ長与専斎による衛生行政やヘルツ達による薬事行政が明治政府の施策として結実して、地方行政に展開される重要な時期です。

当該梅毒病院の遺跡は日本の衛生行政を表現する歴史上重要で貴重な事実です。

明治11年(1878年)5月以降長崎県庶務課乃至学務課に衛生掛を置く

明治12年(1879年)12月27日長崎県に衛生課を設置

明治13年(1880年)12月梅毒病院建築請負が決定

明治14年(1881年)8月長崎鑿学校の病院の長崎病院附属梅毒病院への改築工事が竣工

明治14年頃前後に全国各地で駆梅院(梅毒病院)が設置されます。

・江戸後期に、日本で初めての近代西洋医学の体系的な教育が始められ、日本で初めての近代西洋式病院が設立された、という歴史上の一過性の出来事“だけ”が、価値をもつものではありません。

・私達は、歴史上の一過性の出来事は勿論ですが、歴史上の一過性の出来事として現れるその背景の事象の相互の関連性と因果関係と影響が重要と考えます。

・私達は、長崎市に、養生所/(長崎)医学校等遺跡の文久元年(1861年)の養生所設立前後から、昭和28年(1953年)以前の小島病院の閉院前後までの全ての遺跡について、等しく、現状保存するよう要望します。

3. 養生所の病院の遺跡について (旧長崎市立佐古小学校南敷地の遺跡)

・旧長崎市立佐古小学校体育館の中央廊下の床下の発掘調査で明らかになった平石群列遺構について、長崎市文化観光部文化財課は、(昭和期の)小島病院の建物基礎とするが、私達は、傍証的に、江戸期よりの養生所の病院の南北病棟間の平屋建連結棟の建物基礎の蓋然性が高い、と理解します。

・私達は、長崎市に、当該遺構を含めた養生所/(長崎)医学校等遺跡全体について一部でも損壊や滅失によって失われることのないよう現状保存することを要望します。

4. 「長崎市による近年の計画的で意図的な遺跡の滅失に対する原状回復」について

・私達は、長崎市に、長崎市の近年の、行政行為による、当該遺跡の計画的で意図的な滅失について、遺跡の原状の回復を要望します。

5. 「歴史的な遺跡以外の土地の用途による遺跡の損壊に対する憶測の余地のない再建」について

・私達は、長崎市に、遺跡としての段丘状の造成による“土地の造形”について、世界遺産条約の履行上 例外的に正当化される完全かつ詳細な資料に基づいて行われる憶測の余地のない再建 を要望します。

・私達は、憶測の余地のない再建にとって、必要で十分な、複数の信頼性があり精度の高い、当時の当事者による文献資料、最先端の技術で大判の感材に記録された写真や図面等の図像資料、又、長崎市の遺跡の発掘調査の成果を有するはずです。

・私達は、長崎市に、当該遺跡について、世界の人々が遺跡に対して一般的に理解する世界的な標準による取扱いを要望します。

6. 養生所/(長崎)医学校等遺跡が元来「世界遺文化遺産」であること について

(1) 歴史上において

当該遺跡の歴史は、日本開国にあたり、日本人と江戸幕府と長崎の人々が、医学や工業技術のみならず、その基礎である自然科学を重視した慧眼と、日本人の比較的自由に平等な社会の在り方は、事象を自律的に展開させる鍵となり、明治政府の近代国民国家の形成を基盤として国家としての独立を保全し、この事象は、西欧文明世界以外の人々が、「自然科学の探求と応用」と「個人の自由」をもって人類の福祉に貢献する世界で初めての事例となり、全世界のどの地域のどの人々も保有するその全世界に開かれた可能性を世界に明らかに立証する結果となり、世界の人々が「自然科学の探求と応用」と「個人の自由」をもって人類の福祉に貢献する、現代の世界モデルの端緒となったその原点です。

私達は、この世界モデルは、世界の人々が地球上を自由に移動して活動できる、現代のグローバル社会の基盤となっていると理解します。

私達は、精得館において分析窮理所を設立した日本人の意志とその事実は、之を明確に表現すると理解します。

私達は、日本国が日本の開国に際してオランダ国と共同事業で都市長崎で実施した長崎海軍伝習と長崎製鉄所及び医学伝習から養生所、精得館、長崎府医学校等の歴史は、とりわけ、分析窮理所の設立をもって、この“世界モデル”の端緒を表象すると理解します。

私達は、養生所/(長崎)医学校等遺跡は、この事象をもって、とりわけ、分析窮理所の遺跡は、この“世界モデル”の端緒としての事実をもって、現代の社会の夜明けを表象し、ゆえに、当該遺跡が元来「世界文化遺産」であると理解します。

(2) 遺跡として

①佐古の丘の地形及び一帯の近世から近代にかけての旧市街の町割りや旧道や路地など旧態がよく遺存して遺跡としての実態を保存し、又、当該遺跡の立地との関連性を示しています。

佐古の丘の立地や旧市街との関係は、養生所設立当時の近代西洋病院運営のsystemそのものであり当時と変わらない実態から得られる理解は当該遺跡にとって重要です。

②当時の建物敷地だけでなく、写真や文献資料より、当時、体操場や菜園や果樹園として施設運営の為に運用されたと推測できる一帯、及び、明治初期に、オランダ人達が親しんだ旧大徳寺境内や大楠神社や大楠及びその一帯について、当該遺跡との関連性が理解されており、石塀や段丘状の土地の造形の旧態もよく遺存し遺跡の実態を保っていると推測できます。

③遺跡の広さに係る実態は、文献資料と図像資料と遺跡地の照合より、大きな改変がなく、佐古の丘の畑地の様子も路地や石垣に遺存し、運用区域や関連区域の範囲も明確であり、建物敷地の大きさがほぼ完全に保たれています。

④遺跡の高さや深さに係る実態は、文献資料と図像資料と遺跡地の照合より、大きな改変がなく、当時の養生所の病院の建築平面や分析窮理所の建築平面や体操場平面が地上遺構として遺存し、運動場は小学校時代に切土と盛土が埋蔵して遺存し、法面は石垣又コンクリートに改築されて地上遺構としてよく遺存しています。

⑤以上の遺跡の実態は、遺跡の遺構としての段丘状の“土地の造形”等について、世界遺産条約の履行上 例外的に正当化される完全かつ詳細な資料に基づいて行われる憶測の余地のない再建 が可能です。

⑥遺跡の建物敷地が一望に望めることができ明治10年頃までには敷地内外に整備された遺跡としての外周道路から間近に周遊できる、憶測の余地のない再建によって示される段丘状の“土地の造形”は、当該遺跡の日本で最初の専用に建設された近代西洋医学校及び病院及び日本で最初の理学校、後に明治初期までに隣接地に拡張整備された近代医学校として、その施設の日本の医史学上の「標準原器」としての、又、世界の医史学のmerkmalである施設の遺跡としての事実についての人々の理解を余すところなく表現するに十分です。

・私達は、長崎市長及び長崎市に、長崎市長及び長崎市が、当該遺跡について、「世界遺産一覧表」に登録されることに、賛同し、之を許可することを要望します。

・私達は、長崎市長及び長崎市に、長崎市長及び長崎市が、当該遺跡について、「世界遺産一覧表」に登録されるための措置をとることを要望します。

7. 当該遺跡が元来「史跡」又は「特別史跡」であるはずであること について

・私達は、当該遺跡が、元来「世界文化遺産」である性質によって、同時に、「特別史跡名勝天然記念物指定基準及び史跡名勝天然記念物指定基準」(史跡)に掲げる、二 都城跡、国郡庁跡、城跡、公官庁、戦跡その他政治に関する遺跡 であり、四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡 であり、五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡 であり、八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類 であり、九 外国及び外国人に関する遺跡 のうち“我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値あるもの”であり、又、「特別史跡名勝天然記念物指定基準及び史跡名勝天然記念物指定基準」(特別史跡)に記す“史跡のうち学術上の価値が特に高く、我が国文化の象徴たるもの”であると理解します。

・私達は、長崎市長及び長崎市に、長崎市長及び長崎市が、当該遺跡について、文部科学大臣が「史跡」又は「特別史跡」に指定することに、賛同し、之を許可することを要望します。

・私達は、長崎市長及び長崎市に、長崎市長及び長崎市が、当該遺跡について、文部科学大臣が「史跡」又は「特別史跡」に指定するための措置をとることを要望します。

8. 「遺跡とその環境」の保全、再現 について

私達は、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、遺跡である実態を現状保存し、及び、周辺地域一帯について、当該遺跡と同じ遺跡の要素又当該遺跡と同じ類型の文化上技術上生活上の要素によって成立する周辺地域の実態について、当該遺跡の時代を中心としたその前後の幅広い時代の範囲を捉えて、当該遺跡と一体として当該遺跡と同様に之を遺跡として現状保存し、「遺跡とその環境」として保全し、実感し納得できるかたちで再現することを要望します。

9. 「遺跡とその景観」の保全、再現 について

私達は、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、遺跡の時代にそうであったように、当該遺跡地より、広く、青い空、青い海、緑の山、冴え渡る風、煌めく水、透明な太陽の光、が見え、肌に感じとれる環境を保全し、実感し納得できるかたちで再現することを要望します。

10. 「遺跡の現代における価値」について

遺跡は、私達に、その遺跡が事実であることによって、その遺跡に係る歴史の事実や遺跡の遺跡としての事実について、理解を導き、実感し、納得をもたらします。

“腑に落ちる”ということです。

私達は、事実が“腑に落ちる”ことで、次の、何かへ進み又移ることができるのではないのでしょうか。それは、人類が、生まれて生きる、ということそのものに他ならないでしょう。遺跡は、過去に成立したものですが、現代に存在することで、現在生きている人類に、生まれて生きる、という動作を促します。

私達は、之が、遺跡の現代における価値、であると考えます。

11. 当該遺跡地内に所在する長崎市立仁田佐古小学校建設用地、即ち、旧長崎市立佐古小学校地における「土壌汚染のおそれ」について

(1)長崎市は、2017年(平成29年)長崎市立仁田佐古小学校建設用地、即ち、旧長崎市立佐古小学校地に係る、当該地の「土壌汚染のおそれ」に対して、「指定調査機関」に委託した調査の実施によって四つの報告書を作成し、北敷地と南敷地それぞれの土壌汚染調査結果を踏まえた「地歴調査」において、

「調査対象地における土壌汚染のおそれの区分の分類は、土壌汚染が存在するおそれがない土地(特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等を行っていた土地や、その使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地からその用途が全く独立している状態が継続している土地)に該当すると判断できる。」

と報告しました。

(2)私達は、『土壌汚染対策法』に従って、この四つの報告書を検証したところ

①北敷地については

「・当該調査対象地は、その土地の利用の状況より、医学校、解剖室、理化学研究所及び薬品試験場及び実験室、戦時兵員病院又病院又梅毒病院として、41年間に亘り、毒物と劇物を含む多様な薬品及び特定有害物質である水銀及び水銀化合物及び六価クロム(重クロム酸カリ)について、当該特定有害物質又は当該特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること、当該特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地であること、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設(特定有害物質を含む液体への地下への浸透の防止のための措置であって環境大臣が定めるものが講じられている施設を除く。)に係る工場又は事業場の敷地であった土地であること、が、一定の蓋然性で及び高い蓋然性が想定できます。

・当該土壌調査一式の結果より模式的な検証を行った結果は、当該調査を「汚染のおそれが生じた場所の位置」(現在の地表(地表)/前の時点の地表/地下の高さ)の選定を実現しておこなった場合に、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、及び、ふっ素及びその化合物について、基準値を超える可能性があることを示唆します。

・私達は、過去に唯一行われた一カ所の土壌調査結果において、基準を超過したものはなく、基準不適合土壌の存在は確認されていない、とはいえ、当該土壌汚染調査の結果を以て、別途、土壌汚染対策法等に記す方法による土壌汚染調査又は測定を実施する場合に、“基準を超過するものはない”とすることはできない、と理解します。

・私達は、私達の見解による当該調査対象地のうち“養生所/(長崎)医学校等遺跡の「中核区域」(建物敷地及びその外周道路)”に関して、その「土壌汚染のおそれの区分の分類」について、当該調査対象地が直接に特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地、又は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等が行われた土地であり、(イ)土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地、即ち、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等を行っていた土地や、その使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地からその用途が全く独立している状態が継続している土地、ではないこと、(ロ)土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地、即ち、直接に

特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地ではないが、当該敷地から、その用途が全く独立しているとはいえない土地、ではないこと、より、(ハ)(イ)及び(ロ)以外の土地、即ち、土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地、であると理解します。」

と理解しました。

②南敷地については

「・当該調査対象地は、その土地利用の状況より、病院及び戦時兵員病院及び梅毒病院として92年間、その間梅毒病院として72年間に亘り、多様な薬品及び特定有害物質である水銀化合物及び有機砒素化合物及び水銀及び六価クロム(重クロム酸カリ)について、当該特定有害物質又は当該特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること、当該特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地であること、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設(特定有害物質を含む液体への地下への浸透の防止のための措置であって環境大臣が定めるものが講じられている施設を除く。)に係る工場又は事業場の敷地であった土地であること、が、一定の蓋然性で及び高い蓋然性で想定できます。

・私達は、過去に唯一行われた土壤汚染調査について、試料採取に係る「土壤汚染が存在する可能性が高い部分」(地点)の選定、及び、試料採取の深度に係る「汚染のおそれが生じた場所の位置」(現在の地表(地表)/前の時点の地表/地下の高さ)の選定、の双方に付、之を実現していない可能性がある」と認識します。

・私達は、過去に唯一行われた四カ所の土壤汚染調査結果において、基準を超過したものはなく、基準不適合土壤の存在は確認されていない、とはいえ、当該土壤汚染調査の結果を以て、別途、土壤汚染対策法等に記す方法による土壤汚染調査又は測定を実施する場合に、“基準を超過するものはない”とすることはできない、と理解します。

・私達は、私達の見解による当該調査対象地のうち“養生所/(長崎)医学校等遺跡の「中核区域」(建物敷地及びその外周道路)”に関して、その「土壤汚染のおそれの区分の分類」について、当該調査対象地が直接に特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地、又は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等が行われた土地であり、(イ)土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地、即ち、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等を行っていた土地や、その使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地からその用途が全く独立している状態が継続している土地、ではないこと、(ロ)土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地、即ち、直接に特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地ではないが、当該敷地から、その用途が全く独立しているとはいえない土地、ではないこと、より、(ハ)(イ)及び(ロ)以外の土地、即ち、土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地、であると理解します。」

と理解しました。

・私達は、四つの当該報告書等に対する私達の見解について、回答いただけるよう、長崎市の理事者にお話ししています。

12. 当該土地に、「今、新しい小学校を建設する」ことについて

・長崎市立仁田佐古小学校建設用地、即ち、旧長崎市立佐古小学校地は、南部山稜地から延びる突端の小さな小丘の頂部に立地して敷地の東西は急な崖地に住宅が密集し、実質南部から唯一本の車道により到達する唯一の車道がその敷地に外周する完全な袋小路を形成します。

・私達は、斯かる、袋小路では、例え、2m程道幅を拡張しても、袋小路の構造は変わらず、災害時に救助活動が制限されることは明らかで、校内の学童に対する安全は不足すると考えます。

・私達は、近年、日本では、大規模な災害が連続して発生し、対外対策が注目される中、従来、当該地に学校があったとはいえ、他に、学校建設用地の候補地が存在する現状、当該土地は「今、新しい小学校を建設する」土地ではない、と理解します。

・私達は、交通の利便の高い、旧長崎市立仁田小学校地に新しい学校を建設した方がよい、と考えます。

交通の利便性が高い、旧長崎市立仁田小学校地の方が、家族の方の学童生活支援に利便が高いと考えます。

将来的な、地域の中心となる、例えば、施設の複合化等にも、交通の利便が高い方が適しています。

・旧長崎市立佐古小学校の建設工事では、地盤に弱点があり、且つ、狭隘な工事環境が原因して、人力の作業が必要となり、建設費が膨らんでいます。

・旧長崎市立仁田小学校地での地盤の検証は行われていません。

・旧長崎市立佐古小学校の地盤に弱点が発見された時点で、双方の候補地の地盤を検証して、実質的な工事を遂行すべきです。

・私達は、長崎市に、当該地での小学校建設を速やかに取り消すか、計画と工事を速やかに停止して、安全性と地盤について他の候補地との比較検証を実施する事を要望します。

・私達は、当該土地の「土壌汚染のおそれ」について、私達の検証より「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」と理解します。

・文部科学省の『小学校設備整備指針』は、用地選定について「汚染された土壌のないこと」が重要である、とします。

・私達は、長崎市に、当該土地についての「土壌汚染のおそれ」に対する十分な検証が為されていない現状、当該地への小学校建設計画と工事を取り消すか、又は、当該計画と工事を停止して、「土壌汚染のおそれ」に対する十分な検証を行い、当該地において「汚染された土壌のないこと」が明らかになるまで、小学校建設を行わないことを要望します。

・私達は、長崎市に、学校建設に対して、ここにしかない遺跡保存を優先して、速やかに当該小学校建設と外周道路拡幅建設の計画と工事を取消すことを要望します。

13. 長崎市立仁田佐古小学校建設の“条件”又は“付帯事項”とされている 長崎市立仁田佐古小学校建設用地、即ち、旧長崎市立佐古小学校地 の外周道路拡幅建設計画と工事について

- ・当該道路は、小学校用途が想定されていません。
- ・地域の自動車交通上の生活環境改善が目的とされています。
- ・救急車両については、南部からの地区への進入路がやや拡張された現状で、小学校地まで到達できるため目的は果たせるようです。
- ・消防車両については、地区の実態より消防車両に頼りすぎず他の代替の方法を併用することが重要と、私達は考えます。
- ・当該道路は道路の立地の東西が急な崖地に住宅が建設されており、道路より住宅敷地面がさがっている場合が多いようです。
- ・住宅敷地いっばいに住宅が建設されている場合が多いようです。
- ・道路に接する敷地の戸建て住宅は、十軒強であるようです。
- ・当該道路の拡幅で、駐車場の建設を計画されておられる方は多くはないかもしれません。
- ・集合住宅は四棟強であるようです。
- ・地域の最奥の東北部に数軒分の住宅敷地が空地となった土地に集合駐車場があり機能しているようです。
- ・当該道路の拡幅で、自宅地内に駐車場を建設して、直接に受益がある方は、あまりいらっしやらないかもしれません。
- ・当該道路の建設予算は、一億二千万円ですが、当面の直接の受益者は、ほとんどいらっしやらない可能性があります。
- ・長崎市内で、当該地よりも、受益者が多く、緊急性がある地域はたくさんありそうです。
- ・私達は、外周道路は、長崎医学校の時代の明治10年までに、周辺一帯が、畑地であるなか、専ら医学校の用役の為にその敷地の内外に敷設した道路であり、当該遺跡そのものであると考えています。
- ・当該道路の拡幅建設で、遺跡としての大きさを明示する医学校の敷地と遺跡としての外周道路が完全に破壊されます。
- ・当該道路に隣接して居住する複数の方々から、道路はいらない、道路はいやだ、道路はこのままでいい、道路を造るより、遺跡を保存すべきだ、三十年後の人が何と云うかだ！と聞きます。
- ・私達は、当該外周道路拡幅建設計画と工事の速やかな取消しを要望します。

14. 「今、新しい小学校を建設すること」について

・私達は、長崎市に、長崎市立仁田佐古小学校建設及びその“条件”又は“付帯事項”とされている外周道路拡幅建設について、旧長崎市立佐古小学校地での建設計画と工事の実施を速やかに取消すことを要望します。

・私達は、長崎市に、長崎市立仁田佐古小学校建設等について、長崎市立仁田佐古小学校校舎等建設計画地域懇話会で長崎市立佐古小学校地と共に建設用地の検討がなされた他の候補地その他の土地での建設計画と工事の実施を速やかに実施することを要望します。

II. 備考

1. 私達の、当該遺跡への考え方については、添附資料1『都市長崎と遺跡』及び2『養生所/(長崎)医学校等遺跡の紹介 (旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)』を御参照下さい。

2. 私達の、当該遺跡地、その範囲に所在する、長崎市立仁田佐古小学校建設用地、即ち、旧長崎市立佐古小学校地における「土壤汚染のおそれ」に対する考え方については、添附資料3『長崎市立仁田佐古小学校建設用地 即ち、旧長崎市立佐古小学校地 及びその外周道路及び稲田町北部一帯 即ち、養生所/(長崎)医学校等遺跡の中核区域及び運用区域の土壤汚染のおそれに係る長崎市の四つの任意(自主)調査報告書に対する養生所を考える会の見解と疑義 資料一式』及び4『『土壤汚染対策法』等抜粋 及び「土壤汚染状況調査」の理解への参考資料 資料一式』及び5『養生所/(長崎)医学校等遺跡について (旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として) 1 養生所/(長崎)医学校等遺跡に関する古写真一覧表 及び 当該掲載写真 2 長崎病院遺跡に関する古写真一覧表 及び 当該掲載写真』を御参照下さい。

3. 私達の、当該遺跡地における、新しい小学校の建設及び当該建設用地外周道路拡幅建設についての考え方については、私達の過去の七回の長崎市議会議長への当該(Ⅰ)～Ⅶの陳情書を御参照下さい。

Ⅲ. 添付資料

【養生所/(長崎)医学校等遺跡等について】

1. 『都市長崎と遺跡』

2018年(平成30年)6月6日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

2. 『養生所/(長崎)医学校等遺跡の紹介 (旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)』

2018年(平成30年)3月16日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

増補:2018年(平成30年)5月31日 木曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

【養生所/(長崎)医学校等遺跡地における土壌汚染のおそれについて】

3. 『長崎市立仁田佐古小学校建設用地 即ち、旧長崎市立佐古小学校地 及びその外周道路及び稲田町北部一帯 即ち、養生所/(長崎)医学校等遺跡の中核区域及び運用区域の土壌汚染のおそれに係る長崎市の四つの任意(自主)調査報告書に対する養生所を考える会の見解と疑義 資料一式』

2018年(平成30年)6月11日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

4. 『『土壌汚染対策法』等抜粋 及び「土壌汚染状況調査」の理解への参考資料 資料一式』

2018年(平成30年)6月11日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

5. 『養生所/(長崎)医学校等遺跡について

(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)

1 養生所/(長崎)医学校等遺跡に係る古写真一覧表 及び 当該掲載写真

2 長崎病院遺跡に係る古写真一覧表 及び 当該掲載写真』

2018年(平成30年)5月31日 木曜日